奨学金への補助制度

広島県　江田島市

※
平成 29 年度から 3 年間，定住施策の一環として，本市に居住されている方や，就職等により本市にＵＪＩターンで移住された方が，返還している奨学金の一部を補助します。

※　本制度は，H29.4.1～H31.12.31 までの３年間とし，以後見直しを行う予定です。

【対象となる奨学金】

①　江田島市奨学金

②　日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）

③　その他市長が認める奨学金

【対象者】

次の要件を全て満たす方

①　本市に住民登録があり，かつ，現に居住している方

②　大学，短期大学，専修学校（専門課程）又は高等学校に進学し，在学中に奨学金の貸与を受けた方

③　平成 29 年 4 月以降に奨学金の返還を開始した方 又は 同月に返還を行っている方

④　月賦，半年賦，年賦又は一括償還により奨学金の返還を行っている方

⑤　市税，市の各種徴収金等を滞納していない方

⑥　暴力団員等と密接な関係にない方

【補助金の額等】

①　補助対象となるのは，毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの奨学金の返還金額です。

②　転入により年の途中に対象となった場合は，翌月から補助対象とします（返還金額を居住月数で按分）。

③　補助金の額は，①前年中の返還金額，②貸与総額を貸与年数の 3 倍で割った額，③補助金限度額２０万円，①～③のうち最も低い額です。ただし，千円未満の端数は切り捨てます。

④　補助金の交付の対象期間は，借りた期間の 3 倍です。

（例）

借りた年数	3 倍	借りた金額	1 年間の補助
4 年	12 年	120 万円	120 万円÷12 年＝10 万円

前年の返還金額：24 万円（1 月 2 万円の返還とした場合）
10 万円≦20 万円≦24 万円　⇒　10 万円の補助（年額）

【申込み】

申請書の提出期限は，毎年 1 月末日です。「補助金交付申請書」と「交付申請額の算出基礎」に必要事項を記入し，次の関係書類を添えて，市役所本庁・支所に提出してください。

①　奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの（借りた金額及び借りた期間がわかるもの。江田島市奨学金を除く。）及び，奨学金を返還していることを証する書類

②　現住所がわかるもの（住民票，免許証等のコピー）

③　奨学金の返還金額がわかるもの（領収書，通帳等のコピー）

④　市税等を滞納していない旨の証明書（転入の場合は，前住所地のもの）

【補助金交付の流れ】

① 対象者が申請書等を市へ提出（1 月中）
② 申請を受けて，市が審査（住民登録，居住の有無，奨学金返還金額の確認等）
③ 市が補助金交付決定通知書を送付し，申請者が請求書を市へ提出。
④ 申請者の指定する金融機関の口座へ補助金を振込み

【補助パターン】

江田島市にずっと住所があり，既に返還中

H29.4.1 以前から返還
H24.4.1～H36.3.31
（返還期間 12 年）

H30. 1. 1～H30. 12. 31 が対象分 → H31. 1. 4 から申請受付

H24. 4. 1～H29. 3. 31 対象外（5 年間） → H29. 4. 1～H31. 12. 31 → 制度見直し

江田島市に転入して，既に返還中（H30. 7. 13 転入）

H29.4.1 以前から返還
H24.4.1～H36.3.31
（返還期間 12 年）

H30. 8. 1～H30. 12. 31 が対象分 → H31. 1. 4 から申請受付

H24. 4. 1～H29. 7. 31 対象外（5 年 4 月） → H29. 8. 1～H31. 12. 31 → 制度見直し

平成 29 年度以降に奨学金を一括返還

H29.4.1 以降から返還
H24.4.1～H36.3.31
（一括返還）

H29. 4. 1～H31. 12. 31 が対象分 → H30. 1. 1 から申請受付

借りた年数	3 倍	借りた金額	1 年間の補助
4 年	12 年	120 万円	120 万円÷12 年＝10 万円

前年の返還金額：24 万円（1 月 2 万円とした場合）
10 万円≦20 万円≦24 万円　⇒　10 万円の補助（年額）

※　H29. 7. 13 に転入した場合は，H29. 8. 1 から対象

平成 28 年度以前に奨学金を一括返還

H29.4.1 以前にすでに返還済み

～H29. 3. 31 は対象外 → 制度開始前のため，申請は無効

申請については，早めに御相談ください。

問い合わせ先　　江田島市　産業部　交流観光課　　☎（0823）43-1632